

「ヤングケアラー」をご存知ですか？

「ヤングケアラー」とは、「一般的に本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているため、子どもの権利が侵害されている可能性がある 18 歳未満の子ども」のことを言います。

もちろん、ご家庭での役割として子どもが家族をケアすることは、思いやりや責任感を育むことにつながるなど、良い面がたくさんあります。一方で、年齢や成長に見合わない責任や負担を負うことで、子どもの成長や学習に影響が出るとも言われています。

○ヤングケアラーの例（一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」より抜粋）

障がいや病気のある家族に代わり、 買い物・料理・ 掃除などの家事を している	家族に代わり、幼いきょうだいの 世話をしている	目を離せない家族の見守りや声かけ などの気づかいをして いる
		

ご家族で支え合うことや家族のケアがつらいと感じる時は、下記の窓口などに相談してみませんか？

○相談窓口例

窓口	連絡先	受付期間
岸和田市子ども家庭課 子ども家庭相談	072-423-9625	平日 9:00~17:30
岸和田市子ども相談ダイヤル【子どもからの相談】 メール（24 時間受付）	072-426-1052 kodomo-net@center.kishiwada.ed.jp	平日 9:00~17:00
岸和田市教育相談室	072-426-1035	平日 9:00~17:00
府子どもの悩み相談フリーダイヤル【子どもからの相談】	0120-7285-25	24 時間受付
児童相談所専用ダイヤル	0120-189-783	24 時間受付